



# 苦小牧市から転出される方へ

該当	手続	苦小牧市での手続	新住所での手続	フロア・窓口番号 (担当窓口)
	国民健康保険に加入している方	印鑑・保険証・納税通知書を持参してください。	新たに加入の手続をしてください。	1階北 11番 (国保課)
	国民年金に加入している方	特に手続はありません。 ただし、国外転出される方は資格喪失若しくは任意加入の手続が必要です。	年金手帳を持参して手続をしてください。	1階北 12番 (国保課)
	国民年金を受給している方	特に手続はありません。	年金証書を持参して新住所地でお尋ねください。	
	個人番号カード マイナンバー通知カード 住民基本台帳カード をお持ちの方	別途御案内いたします。		1階北 5番 (住民課)
	高齢者優待乗車証 をお持ちの方	乗車証を返却してください。	新住所地でお尋ねください。	1階南 13番 (総合福祉課)
	重度心身障害者医療費 助成受給者証をお持ちの方	受給者証を返却してください。	新たに手続をしてください。 所得証明書が必要な場合があります。	1階南 14番 (障がい福祉課)
	介護保険被保険者証 をお持ちの方	印鑑・被保険者証・預金通帳を持参し、資格喪失届を提出してください。	要介護認定を受けている方は、印鑑・受給資格証明書を持参して申請してください。	1階南 15番 (介護福祉課)
	後期高齢者医療 被保険者証をお持ちの方	印鑑・被保険者証・預金通帳を持参し、資格喪失届を提出してください。	新たに手続をしてください。	1階南 16番 (高齢者医療課)
	児童手当や児童扶養手当 を受けている方	手続をする必要があります。	手続はこども支援課で説明します。	1階南 17番 (こども支援課)
	ひとり親(乳)のカードが必要な方			
	125cc以下のバイク・ 小型特殊自動車をお持ちの方	ナンバープレート・標識交付証明書・ 印鑑を持参して手続をしてください。	新住所地でお尋ねください。	2階北 31番 (市民税課)
	水道使用中止の手続	転出届(控) ※ 電話での届出でも可 32-6679(直通)	新住所地でお尋ねください。	3階北 52番 (上下水道部営業課)
	市営住宅にお住まいの方	転出届の控えを持参してください。	新住所地でお尋ねください。	4階 (住宅課)
	小中学校の転校	教育委員会での手続はありません。 学校から在学証明書・教科書給与証明書を受け取ってください。	受け取った在学証明書・教科書給与証明書を持参して手続をしてください。	第2庁舎1階 (学校教育課)

☆国外転出される方は、帰国後、本市に住民登録されるときには、パスポートが必要になります。

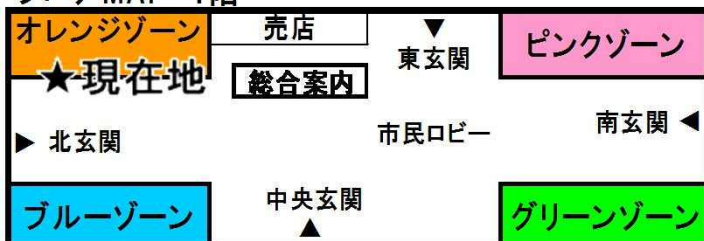
また、本籍地が本市でない場合は、パスポートの他、戸籍謄本・戸籍の附票が必要になります。

☆苦小牧市在住中は、本市発展のために御協力いただき、誠にありがとうございました。

新しい住所地にお住まいになりましたら、14日以内に転出証明書と届出人の印鑑等を添えて転入の手続をしてください。

☆郵便局への転居届もお忘れなく！

## フロアMAP 1階



〒053-8722

北海道苦小牧市旭町4丁目5番6号

苦小牧市役所 電話(代表)0144-32-6111

※この用紙は再生紙を使用しております

とま子ョップ ©2011 苦小牧市